

5 次世代育成支援対策の推進（「みんなで育てるこども夢プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

広島県では、全国と同様少子化が進行しており、合計特殊出生率は平成16年以降上昇傾向にあるものの、平成24年の1.54は、人口を維持するために必要といわれている2.07～2.08を大幅に下回る状況となっている。

少子化の直接的な要因としては、未婚化・晩婚化・晩産化などが挙げられるが、その背景として、若い男女が家庭を築き、子どもを育てていくという責任ある喜びや楽しさを経験することを、困難にしている社会的・心理的な要因があるとされている。

更に、雇用情勢が悪化する中、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、現状のままでは、少子化は今後一層進展し、本県の人口（286万人）は、平成47年には239万人になると予測されている。

また、児童にかかわる虐待・非行などの問題が複雑・深刻化しており、その背景として、家庭・地域の養育機能の低下が指摘され、児童の健全育成を進める上で大きな課題となっている。

子どもは、広島の次代を担う社会の宝であり、安心して子どもを生み育てることができる社会の構築は、重要な課題である。

このため、平成22年度から実施している『みんなで育てるこども夢プラン』に基づく施策を強力に推進し、“「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県”の実現を目指すとともに、プランの最終年次として検証を行い、新たな計画策定に努める。

みんなで育てるこども夢プラン

〔総括目標〕

項 目	指 標	H23	H25	目標（H26）
「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県の実現	子育てに楽しみや喜び・生きがいを感じる人の割合	48.0% （県政世論調査）	76.0% 〔子育て世代へのアンケート調査〕	70.0% 〔子育て世代へのアンケート調査〕

〔めざす姿〕

◆いきいきとした こども ◆安心して子育てしている家庭 ◆みんなで子育てを応援する地域・社会

〔基本姿勢〕（プラン推進の3つの視点）

- I こどもの幸せを第一に考える視点
- II 子育てを男女がともに担い、分かち合う視点
- III こどもを社会の宝としてみんなではぐくむ視点

〔施策体系〕

- 第1節 みんなでこどもと子育てを応援
～広島県方式“みんなで子育て応援”進めます
- 第2節 安心・安全な出産・子育てを応援
～子育ての主役となるパパ・ママのスタートを応援します
- 第3節 子育て家庭をきめ細かくサポート
～仕事も子育ても充実できるようパパ・ママを応援します
【仕事と子育ての両立支援】【子育て不安や負担を軽減】
- 第4節 配慮が必要なこどもと家庭を支援
～特に配慮が必要なこどもと家庭への支援を強化します～
- 第5節 次代を担うこどもの成長を支援
～夢・希望・志を持った、いきいきとしたこどもに育てます～
- 第6節 こどもを守りはぐくむ地域を応援
～地域ぐるみの子育てを広げます～



広島県の子ども元氣
いっぱいキャラクター
イクちゃん

〔事業の内容〕

1 みんなでこどもと子育てを応援 ～広島県方式“みんなで子育て応援”進めます～

【広島県方式“みんなで子育て応援”】

応援隊を中心に、夢財団・広島県が一体となって
目に見える形で子育てを応援



広島県の子ども元氣
いっぱいキャラクター
イクちゃん

こども未来づくり・ひろしま応援隊

平成 18 年 11 月結成。広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会、広島県経営者協
会、広島県中小企業団体中央会、広島経済同友会、広島県中小企業家同友会が参画

社会全体で子育てを応援する機運づくり・実践

(公財) ひろしまこども夢財団
子育て当事者の声の吸上げ
情報発信・人材育成等

広 島 県
コーディネート・バックアップ・広報

- 目 的 子育てに対する不安や負担感をなくし、当事者や次代の親となる若者が安心感と希望
を持って子どもを生み育てることができる環境をつくる
- 進 め 方 こども未来づくり・ひろしま応援隊を中心に、ひろしまこども夢財団、広島県が一体
となって、地域のあらゆる主体との協働により、わかりやすいかたちで子育てを応援
- ポイント ◆企業等を中心とする民間主導で
◆子育て当事者の目線に立って
◆あらゆる主体が協働で安心して子育てができる環境づくりを
- 主な取組

子育て応援イクちゃんサービス	企業や店舗等が子どもや子育て家庭にやさしいサービスを提供し、 子ども連れで出かけやすい環境をつくる。(H26.3 末現在参加数：約 5,484 店舗) ☆ポイントアップ・割引 ☆ミルク用お湯提供 ☆キッズコーナー ☆金利優遇 ☆子ども向けメニュー等
イクちゃんベビールーム(授乳・ おむつ替え場所)設置促進	親子で祭りやイベントに出かけやすい環境づくりとして授乳・オム ツ替え場所を設置 (フラワーフェスティバル、福山ばら祭りなど約 30 か所実施)
つくってみようよ! 自分の朝ごはん	小学生が朝食づくりを体験することで、食の大切さへの認識を深め 基本的な生活習慣を身に付けることを目指す (夏休みに 5 日以上朝食を作り写真と親子のコメントを添えて応 募。応援隊と企業が協働で審査し、フードフェスティバルで表彰)
K i d s ☆めるまが (23.4K i d s 情報送信サービス をリニューアル)	子育て家庭に携帯メールで情報を配信(26.4 現在会員数約 24,500 人) ☆イベント ☆予防・医療 ☆不審者 ☆講演会等
パパ・ママ応援うちの看護	子どもの急病時などに親が慌てずに対処できるよう基本的な知識・ スキルに関する情報をイクちゃんネットに掲載して普及啓発 (県小児科医会監修) ☆発熱 ☆嘔吐 ☆誤飲 ☆けいれん等

(1) 子育て環境改善事業(予算額 23,690 千円)

ア 子育て応援企業の開拓・家庭への周知

企業の子育て応援の取組を引き出すとともに、その取組を積極的に広報することにより、親子で
出かけやすい環境づくりを推進する。(平成 21 年度創設)

イ 子育て支援活動の推進

外に出て来ない親・出て来られない親を対象として、地域で子育て支援を実施しようとしている
団体等に対し、コーディネーターを派遣するなどして後方支援を行う。

(2) 児童福祉月間行事の実施

毎年5月を児童福祉月間と定め、この期間に各種行事を実施し、児童福祉の理念の普及啓発を図っている。(昭和53年度創設)

平成26年度においては、次の事業を実施。

ア 児童福祉月間の懸垂幕・ポスターの掲示

○ 標語「そのいっぽみらいにつづくゆめのみち」

○ 掲示場所 県庁、厚生環境事務所(懸垂幕)

イ 広報誌等による広報

ウ 文化施設等の無料開放

5月5日のこどもの日を中心に、県立施設の無料開放を行うとともに、関係市町等にも協力を要請。

エ 「子育て応援団すこやか2014」への参加

個人、地域、団体、企業等が、それぞれの立場で子育てを応援できるネットワークづくりを目指し、家族で参加できる4万人規模のイベントを開催。(平成18年度から参加)

(3) 広島キッズシティ2014(予算額 1,000千円)

次代を担う自信に満ち溢れた広島県人を育成するために実施する「広島キッズシティ2014」へ補助する。(平成23年度創設)

(4) 子育てポータルサイト運営事業(予算額 4,538千円)

子育て当事者や支援者等への的確な情報提供のため、子育て関連情報を集約したホームページ「イクちゃんネット」を運営する。(平成22年度創設)

2 子育て家庭をきめ細かくサポート ～仕事も子育ても充実できるようパパ・ママを応援します～

〔広島県安心こども基金の活用〕

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国から交付された子育て支援対策特別交付金を原資に、平成20年度に「広島県安心こども基金」を設置し、平成26年度まで(一部は平成27年度まで)の間、待機児童の解消等に向けた保育所等の緊急整備やすべての子ども・家庭への支援などを実施する。

○ 基金の状況

(単位:円)

区 分	積立額	取崩額	基金残高
平成26年度(予定)	1,780,855,000	4,090,022,000	1,087,235,152
平成25年度	620,740,031	4,166,966,025	3,396,402,152
平成24年度	5,571,353,484	3,973,078,473	6,942,628,146

第1表 安心こども基金事業一覧(健康福祉局)

区 分	事 業 名
保育サービスの充実	保育士人材確保事業(一部)
	保育士等研修事業
	待機児童緊急対応事業(保育所等整備事業)
社会的養護対策の充実	入所児童等自立支援事業

(1) 男女が仕事と子育てを両立できる環境づくり

ア 保育サービスの充実

(ア) 保育サービス等の充実

a 保育所等整備費の助成（予算額 2,579,277 千円）

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に対し助成し、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を促進する。

また、子育て相談や子育てサークル活動等を実施する子育て支援センターの施設整備に対し助成し、地域の実情に応じた子育て支援事業を促進する。（平成 21 年度創設）

第 2 表 民間保育所整備費助成の状況

（単位 所）

区 分		整 備 区 分				合 計
		大規模修繕	増改築	創 設	その他	
平成 26 年度 （予 定）	安心こども基金	1	6 (3)	17 (3)	17 (2)	41 (8)
	計	1	6 (3)	17 (3)	17 (2)	41 (8)
平成 25 年度	安心こども基金	0	4 (2)	9 (5)	4 (1)	17 (8)
	計	0	4 (2)	9 (5)	4 (1)	17 (8)
平成 24 年度	安心こども基金	3 (1)	10 (3)	9 (2)	3	25 (6)
	計	3 (1)	10 (3)	9 (2)	3	25 (6)

（注）1 （ ）書きは、繰越事業の再掲である。

2 17 年度から次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）へ制度改正

3 21 年度から 26 年度の間は安心こども基金で対応

【負担割合：国（基金）1/2，市町 1/4；法人 1/4】

【負担割合（一部市町）：国（基金）2/3，市町 1/12，法人 1/4】

第 3 表 地域子育て支援センター整備費助成の状況

（単位 所）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（予定）
創 設	2	—	—	—
改 築	—	1	—	—

（注）1 （ ）書きは、2 か年事業の再掲である。

2 20 年度は次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）で対応

3 21 年度から 26 年度の間は安心こども基金で対応

【負担割合：国（基金）1/2，市町 1/2】

b 保育所運営費の負担（予算額 1,720,676 千円）

保育に欠ける乳幼児の保育を実施するため、市町が支弁する経費の一部を負担する。

（平成 16 年度から私立保育所のみ負担）（昭和 28 年度創設）

○ 最低基準等

（保育士配置基準）4 歳以上児 30 人：1 人 3 歳児 20 人：1 人 1・2 歳児 6 人：1 人 0 歳児 3 人：1 人

第 4 表 年齢別保育所入所児童数の状況（私立分）

（単位 人）

区 分		年齢別入所児童数				
		0 歳	1, 2 歳	3 歳	4 歳以上	計
平成 26 年度	県 分	492	3,813	2,360	4,630	11,295
	広島市分	635	4,672	2,533	4,933	12,773
	福山市分	298	2,343	1,535	2,910	7,086
	計	1,425	10,828	6,428	12,473	31,154
平成 25 年度	県 分	449	3,478	2,159	4,286	10,372
	広島市分	576	4,413	2,443	4,714	12,146
	福山市分	269	2,308	1,430	2,901	6,908
	計	1,294	10,199	6,032	11,901	29,426
平成 24 年度	県 分	388	3,227	1,973	4,025	9,613
	広島市分	541	4,135	2,320	4,380	11,376
	福山市分	275	2,216	1,423	2,865	6,779
	計	1,204	9,578	5,716	11,270	27,768

（注）各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

【負担割合（私立分）国 1/2，県 1/4，市町 1/4】

c 保育コンシェルジュ配置事業（予算額 16,157 千円）

保護者の働き方等に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュ（子育て経験者等）配置する市町への補助。（平成 25 年度創設）

d 認可化促進事業の助成（予算額 2,666 千円）

認可外保育所の認可移行に必要な支援・指導のための経費負担する市町に対して助成する。（平成 24 年度創設）

e 保育環境改善事業の助成（予算額 4,666 千円）

認可化の移行計画に基づき、認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行に必要な改修等行う経費を助成する。（平成 24 年度創設）

（認可目標年月日 平成 27 年 4 月 1 日）

f 病児・病後児保育事業の助成（予算額 85,289 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業、及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。（平成 19 年度創設）

第 5 表 病児・病後児保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	箇 所 数	補 助 金 額
平成 26 年度（予定）	18	21	85,289
平成 25 年度	12	22	102,388
平成 24 年度	10	15	72,453

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

g 休日保育事業の助成（予算額 6,692 千円）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う保育所の費用を負担する市町に対し助成する。（平成 12 年度創設）

第 7 表 休日保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 26 年度（予定）	8	8	6,696
平成 25 年度	8	8	7,512
平成 24 年度	6	6	4,867

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

h 特定保育事業の助成（予算額 8,744 千円）

パート就労など短時間就労の増加等、保護者の就労形態の多様化に対応するため恒常的な入所に至らない週一定程度利用児童の保育を行う保育所の費用を負担する市町に対し助成する。（平成 15 年度創設）

第 8 表 特定保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 26 年度（予定）	6	24	8,744
平成 25 年度	6	22	10,080
平成 24 年度	6	17	7,040

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

i 延長保育促進事業の助成（予算額 339,496 千円）

民間保育所における 11 時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するための経費

を助成する。(昭和 56 年度創設)

第 9 表 延長保育促進事業の状況

(単位 市町、所、千円)

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 26 年度 (予定)	15	110	339,496
平成 25 年度	15	107	352,762
平成 24 年度	14	95	300,356

(注) 1 広島市及び福山市を除く。

2 〔負担割合 (H21 年度までソフト交付金) 国 1/2, 市町 1/2, (H22 年度～) 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3〕

j 被災地児童に係る保育料の減免 (予算額 1,008 千円)

被災地児童に係る保育料徴収金の減免を実施する市に対して補助を行う。(平成 24 年度創設)

K 保育士試験の実施

保育士養成施設 (学校) を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、年 1 回保育士試験を実施する。(昭和 23 年度創設)

平成 17 年度から、県が指定した試験機関が実施。

第 10 表 保育士試験の実施状況

(単位 人、%)

区 分	受 験 者 実 数	合 格 者 数	合 格 率
平成 25 年度	877	176	20.0
平成 24 年度	983	204	20.8
平成 23 年度	848	118	13.9

1 保育士登録の実施 (予算額 5,360 千円)

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。(平成 15 年度創設)

登録手数料 申請 4,200 円, 書換交付 1,600 円, 再交付 1,100 円

第 11 表 保育士登録数

(単位 人)

区 分	新 規 登 録	書 換 交 付	再 交 付
平成 25 年度	1,314	529	31
平成 24 年度	1,363	516	30
平成 23 年度	1,252	377	20

m 保育士人材確保事業 (予算額 14,373 千円)

保育士人材バンクを運用し、求職者と求人者のマッチングを行うとともに、合同就職説明会や就職支援セミナー、実地研修を実施する。(平成 24 年度創設)

n 保育士処遇改善事業 (予算額 200,441 千円)

私立保育所に従事する保育士の給与額増加に必要な補助金を市町に交付し、保育士の処遇改善と離職防止を図る。(平成 24 年度創設)

<参考 認定こども園>

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成 18 年 10 月 1 日施行) が制定され、都道府県知事による認定制度である認定こども園制度が設けられた。(平成 18 年度創設)

認定こども園の概要

機 能 等	認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、次の(1)及び(2)の機能を備え、認定基準を満たす施設として都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設である。 (1) 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能 (2) 地域における子育て支援を行う機能
類 型	認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められている。 (1) 幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ (3) 保育所型 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ (4) 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
認定基準	文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める「国の指針」を参照して、県条例（平成 18 年 10 月 16 日条例第 46 号）で定めている。

第 12 表 認定こども園の状況

区 分	市 町 数	施設数
平成 26 年度 (4/1 現在)	11	39
平成 25 年度	11	32
平成 24 年度	11	27

(イ) 保育の質の向上

a 保育士等研修事業（予算額 37,248 千円）

保育士等の資質の向上と児童福祉の充実を図るため、研修を実施する市町に対し、必要な経費を助成する。

なお、認可外保育施設の設置者及び職員に対し、認可保育所に準じた研修を実施する。

b 産休等代替職員費の助成（予算額 20,574 千円）

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。（産休昭和 37 年度創設、病休昭和 49 年度創設）

(ウ) 放課後児童対策の充実

a 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成（予算額 629,881 千円）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（平成 3 年度創設）

第 13 表 放課後児童クラブ事業の状況

（単位 市町、クラブ、千円）

区 分	市 町 数	ク ラ ブ 数	補 助 金 額
平成 26 年度（予定）	20	261	629,881
平成 25 年度	20	252	570,800
平成 24 年度	20	245	543,843

（注）広島市及び福山市を除く。

（負担割合 県 2/3（国 1/3）、市町 1/3）

b 児童厚生施設・放課後児童クラブ整備費の助成（予算額 27,668 千円）

児童厚生施設の整備及び放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。（昭和 38 年度創設。ただし、放課後児童クラブについては、平成 13 年度創設）

第14表 児童厚生施設・放課後児童クラブ整備費助成の状況

(単位 所)

区 分	児童厚生施設	放課後児童クラブ室		合 計
	児童センター	創 設	改修・整備等	
平成26年度(予定)	0	2	6	8
平成25年度	0	4	7	11
平成24年度	0	8	5	11

(注) 広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 県2/3(国1/3), 市町1/3〕

c 放課後児童指導員研修事業(予算額 570千円)

放課後児童が安心して学び遊ぶことを通じて、心豊かでたくましく成長することのできる環境づくりを進めるため、放課後児童指導員の研修を実施し、その資質の向上を図る。(平成13年度創設)

イ 子育てしやすい職場環境の整備

(ア) 仕事と家庭の両立支援

a 【新】女性の活躍先進事例普及事業(予算額 15,000千円)

先進事例の分析から取組導入のノウハウ手引書を作成するとともに、経済団体が中心となり、労働団体、行政で構成する推進組織「働く女性応援隊ひろしま」を設置し、女性の活躍促進に向けた企業の取組を全県的に展開する。(平成26年度創設)

b 【新】イクメン企業同盟活動推進事業(予算額 6,750千円)

企業経営者で構成するイクメン企業同盟の活動(イクメン企業サミット、キャンペーン)により、社会全体の意識改革、働き方改革を推進。(平成26年度創設)

c 男性の育児休業等促進事業(いきいきパパの育休奨励金)(予算額 10,308千円)

男性が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に対し、奨励金を支給する。

対 象	男性が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等		
主な支給要件	・子が1歳2か月に達するまでに、連続して1週間以上の育児休業等(同趣旨の特別休暇を含む)を取得していること。 ・広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録していること。 ・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録していること。		
支給額	区 分	1週間以上1か月未満	1か月以上
	1人目	20万円	30万円
	2人目～5人目	10万円	20万円
* 1事業主につき5人目まで支給			

d 仕事と家庭の両立支援推進事業(予算額 8,000千円)

一般事業主行動計画未策定企業に対して企業訪問することにより、行動計画の策定・実施を支援する。

対 象	行動計画の策定が努力義務となっている常時雇用労働者数100人以下の中小企業等
支援内容	・両立支援のメリットや制度の説明 ・企業の状況把握や課題の抽出 ・行動計画の策定に向けた提案及び実施のアドバイス など

e 女性の継続就業支援事業(事業所内保育施設整備促進補助金)(予算額 12,199千円)

従業員の保育ニーズに対応した事業所内保育施設を運営する中小企業等(※)に対し、その運営費の一部を補助する。

※平成23年度までに補助金の交付決定を受けている中小企業等

f 仕事と家庭の両立支援資金（労働支援融資）（新規融資枠 100 百万円）

仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業等に対し、長期・低利の資金を供給する。

項 目	内 容
融 資 対 象	① 次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し計画を実施する場合 ② 男性労働者が育児休業を取得又は取得する予定がある場合
資 金 使 途	① 一般事業主行動計画を実施する場合事業所内保育施設の設置、育児休業者の代替要員の確保など一般事業主行動計画の実施に必要な運転・設備資金 ② 男性労働者が育児休業等を取得又は取得する予定がある場合事業活動全般に必要な運転・設備資金
融 資 限 度 額	中小企業者・組合等 7,000 万円
融 資 期 間	運転資金： 7 年以内（据置 1 年以内） 設備資金： 10 年以内（据置 3 年以内）

(イ) 女性の就業支援

a 働く女性の就業継続応援事業（予算額 22,920 千円）

出産・子育て期の女性の就業率が低くなる傾向が顕著であることから、県内各地で出産・育児による離職を防止するための様々な取組を実施し、女性労働者の着実な就業継続を図る。

b 女性の就職総合支援事業（予算額 32,018 千円）

出産・育児等で離職後、再就職が困難な女性の就業を促進するため、広島労働局と連携のもと、「しごとプラザ マザーズひろしま」において、きめ細かい相談対応等を行うとともに、潜在的に就職を希望している女性の就職活動を後押しする。

(3) 子育て不安や負担を軽減する仕組みづくり

ア すべての子育て家庭への支援

(ア) 子育て支援体制の充実

a 寄附を活用した子育て応援事業（予算額 1,120 千円）

ふるさと納税やイオンリテール株式会社、マックスバリュ西日本株式会社からの寄付金を活用して、子育て中の親を対象にした「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム(完璧な親なんかいない)」研修や父親の役割を学ぶ「お父さん応援プログラム」等を実施して、子育ての不安解消を図る。（平成 22 年度創設）

b 子育てサポートステーション運営事業（予算額 172,019 千円）

大型商業施設等に子育てサポートステーションを設置し、親子で集える場の提供、子育て相談や一時預りを行う。（平成 22 年度創設）

c 市町子育て支援事業の助成（888,829 千円）

全ての家庭を対象とした地域子育て支援の充実を図るため、市町が行う事業に対し助成する。（平成 25 年度創設）

事 業 名	市町数	事 業 名	市町数
乳児家庭全戸訪問事業	23	地域子育て支援拠点事業	23
養育支援訪問事業	12	一時預かり事業	19
ファミリー・サポート・センター事業	17	へき地保育事業	2
子育て短期支援事業	7	子どもを守る地域ネットワーク強化事業	13

(注) 1 25 年度は安心こども基金で対応。

2 24 年度以前は国から市町への交付金事業により実施。

d 子育て支援先進県連携事業（予算額 1,067 千円）

子育て支援に積極的な取組を行う 11 県で構成する「子育て同盟」において、各県施策の共有化や提案・要請活動において連携を図る。同盟県と協働して「子育てサミット」を開催。（平成 25 年度創設）

(イ) 経済的な負担軽減

a 児童手当等の支給（予算額 7,301,759 千円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町が行う児童手当の支給に要する経費に対し、負担金を交付する。（昭和 46 年度創設）

児童手当の概要	
支給要件	1 次のすべてを満たす場合 (1) 中学校修了までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。
手 当 額	①所得制限額未満である者 3 歳未満 月額 15,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 1 子・第 2 子） 月額 10,000 円 3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降） 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円 ②所得制限以上である者 月額 5,000 円（特例給付）
支給月	6 月、10 月、2 月（各前月までの分を支給）

b 乳幼児医療費公費負担事業の助成（予算額 2,179,382 千円）

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町（広島市、福山市を含む。）に対し助成する。（昭和 48 年度創設）

区 分	内 容
対象年齢	入院・通院とも就学前児まで対象
対象世帯	旧児童手当の所得制限未満の世帯
助成範囲	医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2、市町 1/2〕

イ ひとり親家庭への支援

(ア) ひとり親家庭等自立促進計画の推進

平成 22 年 3 月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、父子家庭に対する支援を更に拡充する。

(イ) 就業等支援体制の充実

a ひとり親家庭 IT スキルアップ就業支援事業（予算額 375,717 千円）

ひとり親家庭の在宅就業を支援するため、「在宅就業支援センター」を設置して、職業訓練、業務開拓等を行うとともに、訓練受講者に対して訓練手当を支給する。（平成 23 年度創設）

b 母子自立支援員等の設置（予算額 12,337 千円）

母子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員（3

人)を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。(平成 17 年度創設)

第 15 表 母子自立支援員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
平成 25 年度	168	25	42	0	235
平成 24 年度	237	24	57	1	319
平成 23 年度	290	35	47	1	373

(注)平成 15 年 4 月から「母子自立支援員」は「母子相談員」から名称変更し、市及び福祉事務所を設置する町村も設置主体となるよう法改正された。

c 母子家庭等自立支援事業

(a) 就業・自立支援センター事業 (予算額 10,056 千円)

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。(平成 15 年度創設)

○委託先 (一財) 広島県母子寡婦福祉連合会

(b) 日常生活支援事業等の助成 (予算額 1,220 千円)

自立促進に必要な事由(技能習得のための通学等)又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な母子家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町(広島市及び福山市を除く。)に助成する。(昭和 50 年度～平成 15 年度は(財)広島県母子寡婦福祉連合会に委託して実施していたものを平成 16 年度から市町への補助事業として再編。)

(c) ひとり親家庭生活支援事業 (予算額 1,788 千円)

母子家庭等の比較的時間の余裕のある土日祝日に電話相談員を配置し、母子家庭等の相談に対して、適切な助言・指導を実施する。(平成 18 年度創設)

※ 学生等の学習支援ボランティアを募り、ひとり親家庭の児童の学習指導をする。(平成 26 年度創設)

○委託先 (一財) 広島県母子寡婦福祉連合会

〈参考 各種自立援助対策〉

(1) 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。(昭和 28 年度創設)

(2) 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。(昭和 28 年度創設)

(3) 日本旅客鉄道株式会社通勤定期乗車券購入資格証明書の交付

母子家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している母子家庭の世帯主又は世帯員に対して、日本旅客鉄道株式会社通勤定期乗車券購入資格証明を交付する。(昭和 43 年度創設)

(4) 母子世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っている母子家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。(昭和 28 年度創設)

d 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。(昭和 22 年度創設)

第 16 表 母子生活支援施設の利用の状況

(単位 所、世帯)

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市、福山 市及び県外	計
平成 26年	県 所 管	1	4	5	30	39	69
	広島市所管	0	4	4	9	70	79
	福山市所管	2	0	2	0	7	7
	計	3	8	11	39	116	155
平成 25年	県 所 管	1	4	5	40	30	70
	広島市所管	1	3	4	9	67	76
	福山市所管	2	0	2	0	6	6
	計	4	7	11	49	103	152
平成 24年	県 所 管	2	3	5	36	30	66
	広島市所管	1	3	4	9	71	80
	福山市所管	2	0	2	0	7	7
	計	5	6	11	45	108	153

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。〔負担割合 国 1/2、県・広島市・福山市 1/2 (広島市・福山市を除く市町分については、国 1/2、県 1/4、市町 1/4)〕

(ウ) 経済的支援の充実

a 児童扶養手当の支給 (予算額 59,954 千円)

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。

なお、昭和 60 年 8 月の新規認定分からは、国に代わり県が手当を支給することとなった。

また、平成 14 年 8 月からは、市及び福祉事務所を設置する町(以下「市等」という。)の区域については県に代わり市等が手当の認定及び支給を行うこととなった。(昭和 36 年度創設)

(a) 支給要件及び手当額

項 目	内 容
対 象 者	児童扶養手当の支給対象となる児童は、18 歳年度末までの間の児童又は 20 歳未満の中重度の身体障害又は精神障害等のある児童を監護している父、母又は、父もしくは母に代わって児童を養育する養育者。
支 給 要 件	① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が重度の障害にある児童 ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童 ⑦ 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童 ⑧ 婚姻しないで生まれた児童 ⑨ 父・母ともに不明である児童(孤児など) ただし、次の場合は除かれる。 ○ 母又は養育者が他の公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受けることができるとき。 ○ 児童が公的年金の額の加算対象となっているとき。 ○ 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。 ○ 父、母又は養育者の前年の収入が一定の額を超えるとき。
手 当 額	全部支給 平成 26 年 4 月分から 41,020 円 一部支給 平成 26 年 4 月分から 41,010~9,680 円(所得に応じて 10 円刻み) 本人所得制限限度額(扶養親族 1 人の場合・所得) 平成 14 年 8 月から 全部支給 57 万円未満 一部支給 230 万円未満

(負担割合 国 1/3、県・市等 2/3)

(b) 手当の支給状況

児童扶養手当の受給者は、世帯類型別にみると、生別母子世帯が全体の 82.4%を占め、次いで未婚母子世帯となっている。

第 17 表 児童扶養手当の認定及び支給状況

(単位 人)

24年度末 受給権者数	平成 25 年 度 中 の 異 動												25年度末 受給権者数
	増					減							
	新規 認定	管外から 転入	全部支 給停止 が解除	計	全部支 給停止 になった	資 格 喪 失				小計	管外への 転出	計	
						対象児童の 18歳到達	対象児童が 母の配偶者 に養育される ようになった	公的年金 受給	その他				
417 (44)	39 (2)	10 (1)	3 (3)	469 (44)	10 (10)	35 (2)	15 (4)	2 (0)	7 (4)	59 (10)	12 (1)	71 (11)	395 (43)

(注) 1 県所管（福祉事務所未設置町）分
2 状況は、母子・父子家庭の合計である。
3 ()内は、支給停止中の者の再掲である。

第 18 表 世帯類型別児童扶養手当受給者の状況

(単位 人, %)

区 分	受給者数	生別母子世帯		死別 (母子) 世帯	未婚 (母子) 世帯	障 害 者 世 帯	遺 世 棄 帯	その他の 世 帯	
		離 婚	そ の 他						
平成 25 年度 【下段は父子】 計 352 人	352 (100.0)	331 21 (100.0)	290 (82.4) 16 (4.5)	0 (0) 0 (0)	1 (0.3) 3 (0.9)	32 (9.1) 0 (0)	1 (0.3) 1 (0.3)	0 (0) 0 (0)	6 (1.7) 1 (0.3)
平成 24 年度	373 (100.0)	352 21 (100.0)	313 (83.9) 16 (4.3)	0 (0) 0 (0)	1 (0.3) 3 (0.8)	29 (7.8) 0 (0)	2 (0.5) 1 (0.3)	0 (0) 0 (0)	7 (1.9) 1 (0.3)
平成 23 年度	394 (100.0)	372 22 (100.0)	337 (85.5) 17 (4.3)	0 (0) 0 (0)	3 (0.8) 4 (1.0)	27 (6.9) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	5 (1.3) 1 (0.3)

(注) 1 県所管（福祉事務所未設置町）分
2 状況は、各年度末現在の数値である。
3 支給停止中の者を除く。

b 母子及び寡婦福祉資金の貸付（予算額 348,892 千円）

母子家庭に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子・寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

また、母子・寡婦福祉資金の償還については、借受者に対し、償還計画の樹立や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。（昭和 28 年度創設）

第 19 表 母子及び寡婦福祉資金貸付一覧表（平成 26 年 4 月 1 日現在）

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母・寡婦 母子福祉団体等	1 回につき 2,830,000 円 1 回につき 4,260,000 円	—	貸付の日から 1 年	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	延滞元利金額につき年一〇・七五パーセント
事業継続資金	母子家庭の母・寡婦 母子福祉団体	1 回につき 1,420,000 円	—	貸付の日から 6 か月	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
修学資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 月 額 68,000 円	修学の期間中	修学終了後 6 か月	10 年以内 〔専修学校の一般課程 5 年以内〕	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・寡婦	必要に応じて、一括して貸付けることもできる。(81 万 6 千円が限度) (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	20 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
修業資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	月 額 68,000 円 修業中、児童について 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	6 年以内	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童・父母のない児童・寡婦	1 回につき 100,000 円 (自動車購入 1 回につき 320,000 円)	—	貸付けの日から 1 年	6 年以内		
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)・寡婦	医 療 340,000 円 (所得税非課税 480,000 円) 介 護 500,000 円	—	医療又は介護期間終了後 6 か月	5 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
生活資金	母子家庭の母・寡婦	(技能習得) 月 額 141,000 円 (その他) 月 額 103,000 円	知識・技能習得期間中の 3 年以内又は医療介護期間中の 1 年以内又は離職した日の翌日から 1 年以内	知識・技能習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後 6 か月	20 年以内(技能習得) 5 年以内(医療介護)(失業中)	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
生活資金	母子家庭の母となつて 7 年未満の者	月 額 103,000 円 (貸付合計 240 万円以下)	貸付けを受け始めて概ね 3 ヶ月以内	貸付け期間終了後 6 か月	8 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
住宅資金	母子家庭の母・寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (災害、老朽等による増改築等の場合 2,000,000 円)	—	貸付けの日から 6 か月	6 年以内 特別 7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
転宅資金	母子家庭の母・寡婦	1 回につき 260,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	3 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	

就学支度資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	自宅 自宅外 小学校 40,600 円 40,600 円 中学校 47,400 円 47,400 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設 (高校卒業後) 90,000 円 100,000 円 国公立の大学等 370,000 円 380,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円	—	小学校・中学校…児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後6か月を経過するまで その他…就学又は修業の終了後6か月を終了するまで	10年以内(就学) 5年以内(修業)	無利子	延滞元利金額につき年一〇・七五パーセント
結婚資金	母子家庭の児童 寡婦の子	婚姻する者一人につき 300,000 円	—	貸付けの日から6か月	5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%	

(注) 広島市及び福山市を除く。

c 母子家庭等緊急援護資金の貸付(予算額 15,000 千円)

母子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要なとする資金を貸し付ける。(昭和53年度創設)

○委託先 (一財) 広島県母子寡婦福祉連合会

第20表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類		貸付理由	貸付限度額	償還期間
生活安定資金	一般	経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3か月以内
	特別	特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6か月以内
療養資金		母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3か月以内 特に必要と認められる場合は、6か月以内
結婚資金		母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1年以内

(注) 広島市及び福山市を除く。

d ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成(予算額 570,619 千円)

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町(広島市、福山市を含む。)に助成する。(昭和54年度創設)

区分	内 容
対象者(児)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童
対象世帯	前年の所得税が非課税の世帯
助成範囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院:1医療機関あたり1日500円(月14日を限度) ・通院:1医療機関あたり1日500円(月4日を限度)

(負担割合 県1/2 (広島市は40/100), 市町1/2 (広島市は60/100))

3 配慮が必要な子どもと家庭を支援 ～特に配慮が必要な子どもと家庭への支援を強化します～

(1) 子どもと家庭に関する相談体制機能の充実

ア 地域における子どもと家庭に関する相談体制の整備

(ア) 「子ども何でもダイヤル」電話相談事業(予算額 5,798 千円)

家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑化、多様化していることから家庭及び地域における児童養育の支援を行うため、総合的な相談体制を確立する。(平成3年度創設)

事業区分	内 容
「子ども何でもダイヤル」電話相談事業の実施	子育てや子ども自身の悩みについて、電話相談により早期に適切な援助を行う。 専用電話 (082) 255-1181 相談受付日時 毎日 午前9時～午後5時 (12月29日から1月3日の間は、休み。)

第21表 「子ども何でもダイヤル」の相談受付の状況
(単位 件)

区 分	計
平成25年度	778
平成24年度	822
平成23年度	897

(イ) 児童家庭支援センター運営事業の助成 (予算額 12,660 千円)

地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの運営費を助成する。(平成23年度創設)

イ 児童委員・主任児童委員活動の推進

児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっている。

このため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。

(児童委員 昭和23年度創設, 主任児童委員 平成5年度創設)

主任児童委員: 254名 (広島市及び福山市を除く。)(平成26年3月末日現在)

ウ こども家庭センター(児童相談所)の運営体制の整備

こども家庭センターの設置運営 (予算額 117,488 千円)

県内3か所(西部, 東部, 北部)にこども家庭センターを設置し、子どもと家庭に関する諸問題の相談に応じ、必要な調査・判定を行い、その結果に基づいて児童や保護者を支援する。

(昭和22年度創設)

なお、平成17年7月に児童相談所、県立知的障害者更生相談所、県立婦人相談所の機能を統合した、子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関として「こども家庭センター」を開設した。

第22表 こども家庭センターの相談受付の状況

(単位 件)

区 分	養 護 (うち虐待)	保 健	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
平成25年度	2,091 (1,559)	53	2,211	314	830	135	5,634
平成24年度	2,114 (1,524)	47	2,327	326	817	184	5,815
平成23年度	1,958 (1,485)	38	2,940	356	840	245	6,377

(注) 広島市を除く。

(2) 児童虐待防止対策の連携・強化

児童虐待防止対策事業 (予算額 169,410 千円)

児童虐待の防止等に関する法律の施行に伴い、児童虐待の早期発見や早期対応、発生予防及び事

後ケアまで一貫して施策の推進を図るとともに、こども家庭センターの体制整備、関係機関との連携強化を図る。(平成 13 年度創設)

区 分		事 業 概 要
予 防	オレンジリボンキャンペーンの展開	・児童虐待防止及び里親等、社会的養護についての広報啓発を行い虐待通告及び被害児童への支援についての県民の理解促進を図る。
初期対応	医療的機能の強化	・児童の怪我について診察できる法医学医師を配置するほか、広島県協力基幹病院との連携体制の構築を図る。
	【新】要保護児童歯科スクリーニング調査研究事業	・歯科ネグレクトの早期発見に向けた本県独自のスクリーニング手法を開発し、生活環境や健康意識の改善に向けた支援策に活用する。
体制強化	こども家庭支援員の配置	・児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたるこども家庭支援員を配置
	虐待対応嘱託弁護士の配置	・各こども家庭センターに配置し、保護者が施設入所等に同意しない場合の介入や法的措置対応などに当たっての支援を得る。
	市町職員等実践力向上研修の実施	・市町職員等の専門性強化のための研修を実施し、市町職員等の実践力の向上を図ることにより、地域での対応能力を向上する。
	【新】リーガルアドバイザーの配置	・常勤弁護士を配置し、法的判断や対応をより迅速・的確に行う。
	親子支援推進員の配置	・児童虐待の初期対応等強化及び児童虐待防止啓発のためのスタッフを配置。
	児童虐待対応職員の資質の向上	・こども家庭センター等の職員の資質の向上と専門性を高めるための研修を開催するとともに各種研修会に参加する。
	児童虐待相談対応処理システムの改修	・こども家庭センターの相談業務における児童虐待相談対応処理システムを改修し、虐待相談処理の効率化を図る。
	警察との連携強化事業	・児童虐待の相談件数の増大、内容の複雑化に伴い、警察とのより一層緊密な連携体制を構築するとともに、困難ケース等へ対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに警察 OB を配置する。
	一時保護所への心理療法士の配置	・西部及び東部こども家庭センターに配置し、一時保護した被虐待児童の行動観察や心のケアを実施する。
児童・家族への支援・援助	家族及び施設入所児童心理療法の実施	・児童虐待等の問題が発生している家庭に対し、西部こども家庭センター医監の指導の下、保護者及び児童へのグループワーク等を実施し、家族再統合を図る。また、児童養護施設に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し、心のケアや行動改善を図る。
	児童福祉施設基幹的職員等研修の実施	・児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し、施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。
	児童養護施設等退所児童サポートステーションの設置	・乳児院及び児童養護施設等を退所して家庭復帰する被虐待児童等について、退所から退所後の一定期間において、適切な援助等を行い児童虐待の再発を防止するとともに、児童を取り巻くリスクの変化や虐待再発の兆候等を早期に把握することにより、こども家庭センターと連携し虐待防止のための迅速な対応を行う。
	親子支援プログラムの実施	・虐待歴のある親に対し、措置解除等によりこどもが家庭復帰する際に、より専門的な育児指導や研修等を実施する。
	【新】未成年後見人支援事業	・親権を行う者がいない児童の日常生活における権利を守るために選任する後見人に対し費用を助成する。
その他	市町の児童虐待防止対策の取組の支援	・市町が実施する児童虐待防止の取組に対する補助を行う。

(3) 社会的養護対策の充実

ア 児童養護施設等の機能の充実

(ア) 児童福祉施設への入所措置等 (予算額 1,967,262 千円)

a 児童養護施設への入所措置等

家庭での養育が困難な児童について、その児童の健全な育成を図るため乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。(昭和 22 年度創設)

また、入所児童の社会性の涵養等を目的に、正月・盆等に一時的に地域の家庭で預かる「ふれあい里親制度」を実施している。(平成 20 年度創設)

第23表 乳児院への入所措置の状況

(単位 所, 人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
平成 26 年	県 所 管	0	1	1	17	1	18
	広 島 市 所 管	0	1	1	13	14	27
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	30	15	45
平成 25 年	県 所 管	0	1	1	12	0	12
	広 島 市 所 管	0	1	1	15	14	29
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	27	14	41
平成 24 年	県 所 管	0	1	1	18	0	18
	広 島 市 所 管	0	1	1	11	16	27
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	29	16	45

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に福山市を含む。

〔負担割合 国1/2, 県1/2〕

第24表 児童養護施設への入所措置の状況

(単位 所, 人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
平成 26 年	県 所 管	0	9	9	310	76	386
	広 島 市 所 管	0	3	3	53	158	211
	その他の所管	0	1	1	1	0	1
	計	0	13	13	364	234	598
平成 25 年	県 所 管	0	9	9	302	84	386
	広 島 市 所 管	0	3	3	48	188	236
	その他の所管	0	1	1	1	0	1
	計	0	13	13	351	272	623
平成 24 年	県 所 管	0	9	9	333	111	444
	広 島 市 所 管	0	3	3	57	182	239
	その他の所管	0	1	1	3	0	3
	計	0	13	13	393	293	686

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に福山市を含む。

〔負担割合 国1/2, 県1/2〕

第25表 里 親 委 託 の 状 況

(単位 世帯, 人)

区 分		登録里親世帯数		児童が委託されている 里親世帯数		委託児童数	新規登録 里親世帯数	登録解除 した里親 世帯数
			(再掲) 専門里親 世帯数		(再掲) 専門里親 世帯数			
平成 26 年	県 分	127	2	42	0	51	14	3
	広 島 市 分	56	4	29	2	32	6	7
	計	183	6	71	2	83	20	10
平成 25 年	県 分	116	4	39	0	50	17	2
	広 島 市 分	57	3	25	2	29	4	1
	計	173	7	64	2	79	21	3
平成 24 年	県 分	101	4	39	0	47	13	7
	広 島 市 分	54	2	27	2	32	12	2
	計	155	6	66	2	79	25	9

(注) 1 各年とも3月末日現在の数値である。県分に福山市を含む。

〔負担割合 国1/2, 県1/2〕

〔備考〕里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者をいう。

専門里親とは、児童虐待などにより心身に影響を受けた児童を養育する里親をいう。

第 26 表 小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託の状況
(単位 所, 人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
平成 26 年	県 所 管	0	2	2	8	2	10
	広 島 市 所 管	0	1	1	1	5	6
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	3	3	9	7	16
平成 25 年	県 所 管	0	1	1	6	0	6
	広 島 市 所 管	0	1	1	1	5	6
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	7	5	12
平成 24 年	県 所 管	0	1	1	6	0	6
	広 島 市 所 管	0	0	0	0	0	0
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	6	0	6

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に福山市を含む。 [負担割合 国 1/2, 県 1/2]

(イ) 児童養護施設等の整備

児童養護施設等入所児童の安全・安心の確保を図るため、計画的な整備を推進する。

第 27 表 平成 26 年度児童養護施設等整備の計画

(単位 千円)

施設種別	施 設 名	設 置 主 体	整備場所	整備区分	予算額
母子生活支援施設	さつき荘	(社福) 三誓会	三原市	増改築	187,650
児童自立支援施設	県立広島学園	県	東広島市	改築	989,302

(注) 平成 26 年度は次世代育成支援対策施設整備交付金で対応。

【負担割合：国 1/2, 県 1/4, 設置主体 1/4】

(ウ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

a 児童福祉施設等親善事業への支援

施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各種行事を後援する。

(昭和 35 年度創設)

イ 里親制度等の推進

(ア) 里親制度普及促進事業 (予算額 1,004 千円)

里親制度の充実・強化を図るため、里親に対する養育技術向上を図る研修を行うとともに、被虐待児の自立を支援する専門里親を育成する研修を行う。(昭和 63 年度創設)

(イ) 里親委託推進支援事業 (予算額 7,933 千円)

「里親委託推進員」を各子ども家庭センターに配置し、里親委託の一層の推進と里親及び委託児童の支援充実を図る。(平成 21 年度創設)

(ウ) 里親制度推進キャンペーン事業 (予算額 2,116 千円)

里親制度の推進に係るキャンペーンを実施し、里親登録者の拡大及び里親制度への県民の理解を図る。(平成 20 年度創設)

ウ 自立支援対策の強化

児童自立支援施設への入所措置

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、県立広島学園（児童自立支援施設）において、生活指導・学科指導

及び職業指導等必要な自立支援を行う。(昭和 23 年度創設)

第 28 表 県立広島学園入所児童の状況

(単位 人)

区 分	定員 (暫定)	小 学 校						中 学 校			その他	計
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年		
平成 25 年	県 分	24	0	0	0	0	0	1	3	7	9	20
	広島市分	15	0	0	0	0	0	0	1	5	6	12
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	39	0	0	0	0	0	1	4	12	15	32
平成 24 年	県 分	22	0	0	0	0	0	1	3	11	8	23
	広島市分	11	0	0	0	0	2	1	2	5	3	13
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	33	0	0	0	0	2	2	5	16	11	36
平成 23 年	県 分	23	0	0	0	0	1	1	1	9	6	18
	広島市分	13	0	0	0	0	0	0	1	5	3	9
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	36	0	0	0	0	1	1	2	14	9	27

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に福山市を含む。
暫定定員については、各年とも 3 月末日現在の数値である。

[負担割合 国 1/2, 県 1/2]

4 少子化危機突破対策

(1) 【新】ひろしま出会いサポートセンターの設置運営 (予算額 20,949 千円)

未婚者の会員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により、結婚・婚活に関する情報のマッチングを図り、若者の行動を支援する。(イクちゃんネット内で提供しているイクちゃん縁結サービスを発展・強化)(平成 26 年度創設)

(2) 【新】広島県地域少子化対策市町交付金による市町支援 (予算額 56,000 千円)

内閣府地域少子化対策強化交付金を活用し、少子化対策のため地域の実情に応じて結婚、妊娠、出産、子育て支援に取り組む市町を支援する。(平成 26 年度創設)